

令和 5 年 5 月 11 日

第 5 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和5年第5回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年5月11日（木）午後4時00分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 206号室～209号室

3. 出席委員（農業委員8名 計8名）

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1 番	石松 雄平
委 員	2 番	梅木 美代
	3 番	穴井 英雄
	4 番	飯沼 由彦
	5 番	宮崎 博美
	6 番	佐藤 仲子
	7 番	穴井 千年

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号番号1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
～番号2 よる農地利用集積計画について（一括方式）

第3 議案第2号番号1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
～番号6 よる農地利用集積計画について（利用権貸借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局職員（係長）	坂田 尚昭
事務局職員（主査）	波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和5年第5回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。

 それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、4番飯沼由彦委員、7番穴井千年委員にお願いいたします。

 なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 日程第2 議案第1号番号1から番号2「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（一括方式）について」を議題に供します。

 それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 議案書の1ページを開いてください。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（一括方式）であります、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。令和5年5月11日提出。小国町農業委員会会長松岡克明です。

 議案第1号番号1です。農地の所在は、大字上田字〇〇、〇〇の2筆です。地目は、全て登記簿田、現況も全て田、面積は上から1,408㎡、776㎡、面積合計3,221㎡。内容は新規です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通りで農地中間管理機構として熊本県農業公社が入ります。利用目的は、水田、期間は5年の賃貸借。以下記載の通りです。

番号 2 です。農地の所在は、大字上田字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿田、現況も田、面積は 797 m²。内容は新規です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通りで農地中間管理機構として熊本県農業公社が入ります。利用目的は、水田、期間は 5 年の賃貸借。以下記載の通りです。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3 番 所有者の方から耕作する法人の方をお願いしたのでしょうか。

事 務 局 この利用権設定があった経緯としましては、地域で農業法人が設立され、その地域の方が農業法人の構成員になっているようです。番号 1、2 の所有者が小国町に存在する農地をこの農業法人に貸し付けることで話がまとまったようです。

3 番 所有者の作業範囲はどこまでするのでしょうか。

事 務 局 地域設立の農業法人の傾向ですと草刈、水管理は、所有者ですることになると思います。その他の作業は、法人が請け負うような作業の分け方と考えられます。実際の作業の範囲は、それぞれの法人や個別で違うので一概には言えません。

1 番 書類上のことだと思いますが、議案書に農業公社と記載してありますが、記載する必要があるのですか。

事 務 局 議案第 1 号については、農業公社を介した利用権設定です。これまでは、農業公社から耕作者への利用権設定は、議案書として出てきませんでした。法律改正の影響により一括方式の様式となっております。そのため農業公社の記載があります。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 1 号番号 1 から番号 2 の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1 から番号 2 の原案について同意することを決定します。

議長 日程第 3 議案第 2 号番号 1 から番号 6「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題に供します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 議案書の 2 ページを開いてください。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）であります。農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。令和 5 年 5 月 11 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明です。

議案第 1 号番号 1 です。農地の所在は、大字上田字〇〇、〇〇の 2 筆です。地目は、全て登記簿田、現況も全て田、面積は上から 727 m²、2,234 m²、面積合計 2,961 m²。内容は再設定です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻、期間は 5 年の賃貸借。以下記載の通りです。

番号 2 です。農地の所在は、大字上田字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿田、現況も田、面積は 2,269 m²。内容は再設定です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻、期間は 10 年の賃貸借。以下記載の通りです。

番号 3 です。農地の所在は、大字上田字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿田、現況も田、面積は 2,216 m²。内容は再設定です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻、期間は 10 年の賃貸借。以下記載の通りです。

番号 4 です。農地の所在は、大字上田字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の 4 筆です。地目は、登記簿全て田、現況も全て田、面積は、上から 1,155 m²、2,646 m²、3,400 m²、1,558 m²、面積合計 8,759 m²。内容は再設定です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻、期間は 5 年の賃貸借。以下記載の通りです。

番号 5 です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿田、現況も田、面積は 2,999 m²。内容は再設定です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻、期間は 5 年の賃貸借。以下記載の通りです。

番号 6 です。農地の所在は、大字北里字〇〇、〇〇、〇〇の 3 筆です。地目は、全て登記簿田、現況も全て田、面積は上から 1,045 m²、579 m²、38 m²、面積合計 1,662 m²。内容は新規です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、飼料作物、期間は 5 年の使用貸借。以下記載の通りです。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 番号 6 は、新規の利用権設定となっていますが、これまでは誰かが耕作していたのですか。

事 務 局 地域の方が耕作されていました。口頭契約だったようです。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 2 号番号 1 から番号 6 の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 2 号番号 1 から番号 6 の原案について同意することを決定します。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第 5 回総会を閉会致します。

令和 5 年第 5 回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

4 番

7 番